

## 自筆証書遺言と法務局の保管制度とは？

**Q** 遺言書の種類と自筆証書遺言の保管制度についてアドバイスをお願いします。

**A** 遺言は本人が自書する「自筆証書遺言」と、公証役場で公証人が本人から、内容を聞いて作成する「公正証書遺言」が一般的にあります。

種類	自筆証書遺言		公正証書遺言
	保管制度利用なし	保管制度利用あり	
作成方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺言者本人(15歳以上)が遺言書の全文(財産目録を除く)日付及び氏名を自書さえできれば一人で作成することができる</li> <li>証人は不要</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>作成時に2名以上の証人が立ち会って行う</li> <li>公証人は遺言能力や内容の有効性確認そして助言等を行う</li> </ul>
保管方法	適宜の方法で保管	法務局で保管	公証役場で保管
費用	不要	手数料 1件3,900円	財産の価額に応じた手数料がかかる
家庭裁判所の検認	必要	不要	不要
死亡時の通知制度	なし	あり	なし

遺言がない場合、遺産分けは遺産の多少にかかわらず相続人全員の署名・捺印した「遺産分割協議書」が必要です。そして、遺言があれば遺産分割協議は必要なく遺言が優先します。

▶ 法務局の保管制度（遺言者の住所地・本籍地・不動産所在地のいずれかの法務局に申請）

自筆証書遺言は、自宅や貸金庫の保管が一般的で紛失や改ざんそして、亡くなった後に発見されないリスクがありましたが、2020年(令和2)7月10日から法務局（遺言書保管所：312カ所）で安全に保管できる制度ができました。

主な 保管 制度の メリット	① 家庭裁判所の検認が不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>法務局で保管された遺言書は家庭裁判所の検認が不要ですので、すぐに預金解約や不動産の名義変更ができます</li> </ul>
	② 紛失・改ざんの恐れがない	<ul style="list-style-type: none"> <li>原本と画像データが法務局で厳重に保管されるため、紛失・偽造・破棄の心配がありません</li> </ul>
	③ 指定者通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺言者が亡くなった際、法務局があらかじめ指定された人(相続人や遺言執行者など最大3名)へ「遺言書の保管」を郵送で知らせてくれます</li> </ul>

なお、保管制度は「本人が法務局に出向く」「全文自書(財産目録を除く)」「用紙はA4サイズ」「日付・署名・捺印」「決められた余白の確保」など、厳格な形式ルールがあります。

- ※ 1. 平成31年1月12日以前に作成した遺言書は、財産目録も自書が必要です。  
2. 法務局は形式的なチェックは行いますが、遺言の内容の有効性やトラブルにならないか？といった「中身」の相談には応じてくれません。

**(ワンポイントアドバイス) 事前の一策は事後の百策に勝る！**

※ 令和8年6月現在の民法等に基づいています。今後民法等の改正があった場合は内容が変わります。